

愛知県教育委員会

1.12. 9

請願第 11号

愛知県教育委員会長谷川洋教育長 様

2019年12月9日

## 超過在校時間「80時間以内（少なくとも）」達成の取り組みを求める請願

住所 [REDACTED]

請願人 行政を考える住民の会（以下「会」という）

事務局 宮崎邦 [REDACTED]

### 1 請願の趣旨 経過

2019年（令和元年）11月18日付、質問書（資料1）を会から教育委員会に提出する。

質問は、「木曽川高校の令和元年9月の勤務時間外従事時間合計」浅井校長はじめ、80時間越え職員の参考資料（資料3 12名分）をもとにしました。

#### 2 2019年（令和元年）11月29日付、回答書（資料2）を受け取る。

残念ながら、質問書（資料1）の1、3の回答は、呼びかけている、指導します。とあるが具体的にはどのようなことがなされているのか不明である。

質問書（資料1）の4にある、「129」「124・05」の職員にだれがどのような指導等されるのか、されたのか、具体的な内容は、不明である。（回答は指導することとなっているはあるが、すでに11月末での回答である）

先行き不透明としか言いようがない。

3 2019年12月5日朝日新聞報道、「教員の働き方 改正法成立 休日夏休みにまとめ取り」（資料4）がある。この、報道の中、内田良・名古屋大学准教授「今のまま導入すれば定時が延び、休日もただ働きする状況になりかねない。」とある。現状の回復措置（給与面も含む）すらできていないことからすると、この指摘は、否定できないといえる。

4 2019年12月6日中日新聞報道、「教員の超過在校「月80時間以内」本年度は達成困難」これは、長谷川教育長 県議会で答弁の趣旨と理解される。

2017年3月、教員多忙化解消プランを策定、80時間を超える、教員の割合ゼロ（高校）にする・・・。達成できないということは、取り組みの逆戻り、さらに、悪条件の職場を放置、拡大させることの可能性が、予想される。

5 県教委、これまで具体的にどのような取り組みがなされ、何が障害になっているのか、理解できない。特に、職員（超過在校時間の）は自らの、昨年等の超過在校時間についての、（減少に向けた）検証等がなされているのか、管理職は、各職員の超過在校時間、および、学校全体についての（減少に向けた）検証をしたのか、明らかにされていない。少なくとも、具体的な問題点、問題点の原因、背景、障害となっていること、改善点、など、（県教委が）できな

いことがあればできないことの、理由、それらの公表、を取りあえずはるべきである。

(改善できない学校については) 学校は「授業」、というなら、それ以外は、とりあえずは、やらない、やらせない、縮小すべき、縮小させるであることは明らかである。

- 6 憲法違反、法律違反、いのちと健康を脅かす実態に対して、達成困難、といってはいられないことは明らかである。

#### 請願事項

- 1 再度、少なくとも、県教委「月 80 時間以内」(資料 3 参照) 達成目標は、年内、もしくは年度内に、達成のための手立てを講じること。
- 2 県教委「月 80 時間以内」(資料 3 参照) 達成目標を、全職員、保護者に、文書で周知すること。
- 3 少なくとも「月 80 時間以上」(資料 3 参照) の全学校の職員については、昨年度、の「月 80 時間以上」に該当する勤務の月があるかないか、あった場合は、軽減のための、検証~~及び~~取り組みについて、聞き取りをする事。
- 4 少なくとも、「月 80 時間以上」(資料 3 参照) の職員のいる、全学校の学校長には、昨年度、の「月 80 時間以上」と対比して、軽減のための検証、検討~~及び~~について、聞き取り等、及び報告書等を作成すること。
- 5 各学校の職務内容について、法的に本来の職務でないものを明らかにする事

#### 添付資料

- 資料 1 質問書 2019 年 11 月 18 日 (作成 会)
- 資料 2 質問書に対する回答書 2019 年 11 月 28 日 (作成 愛知県  
教育委員会)
- 資料 3 2019 年 9 月 勤務時間外従事時間合計 (作成 木曽川高校)  
校長及び、80 時間以上職員分
- 資料 4 朝日新聞 2019 年 12 月 5 日 教員の働き方 改正法成立
- 資料 5 中日新聞 2019 年 12 月 6 日 教員の超過在校「月 80 時間以  
内」